

保存版 親子で一緒に読みましょう！

家庭数配布

児童、保護者の皆様

令和8年2月

東浅川小学校地区 放課後子ども教室 推進委員会

会長 網野 竹文

令和8年度 放課後子ども教室 登録資料

「放課後子ども教室」とは、放課後に小学校の校庭や空き教室などの施設を活用し、子どもたちの安全で安心な居場所を提供するものです。

東浅川小学校では、平成21年（2009年）より八王子市の委託を受け、東浅川小学校地区放課後子ども教室推進委員会が企画運営しています。

子どもたちは安全管理員の見守りのもと、友達や他学年の子と交流したり、多人数ならではの遊びをしたりと、楽しく過ごしています。また、保護者会開催日や兄弟姉妹との待ち合わせの時間まで参加したり、学習アドバイザーが指導してくれるイベントへ参加したりと、様々に活用しています。

短い時間でも、一度下校してからでも参加することができます。ぜひ利用登録をしてご活用ください。

令和8年度の運営、実施について

◇企画運営：東浅川小学校地区放課後子ども教室推進委員会（委員6名）②学校所属の団体ではありません

◇安全管理員（見守りする人）：保護者と地域の有志16名が交替で勤務

◇学習アドバイザー：工作やスポーツなど様々なイベントで、子どもたちの指導を担当

◆利用開始日 3月に登録手続きをした新2年生以上・・・4月の学校給食開始日より
4月の登録日での登録者および新1年生・・・新1年生の学校給食開始日より

◆実施日 学校給食のある平日（月～金曜日）、休日にイベント開催日あり
学校行事や諸事情により中止する日もあります

◆時間 下校後から夕やけチャイムまで（3月～9月：午後5時、10月～2月：午後4時）

◆場所 東浅川小学校の校庭や空き教室（実施できる場所がない日は中止となります）

◆費用 無料、ただし傷害・賠償保険（児童1名につき500円/年度）に全員加入
材料費が必要なイベントに参加する場合は、保護者負担となります

◆内容 自由遊び、イベントへの参加

★問い合わせ 放課後子ども教室の受付や推進委員会
八王子市教育委員会（放課後児童支援課 放課後子ども教室担当）

ケガや発病の対応

軽症：安全管理員が簡単な応急処置をします（止血、消毒、休ませて様子見程度）。

中～重症：登録書に記入された緊急連絡先へ電話で連絡をします。

お子さんの様子によっては至急のお迎えをお願いする場合があります。

救急車を要請した場合、保護者の来校が間に合わない時は安全管理員が同乗します。

緊急連絡先への電話

中～重症のケガや発病、ルール違反による帰宅などの場合は緊急連絡先へ電話で連絡をします。

◆放課後子ども教室専用の携帯電話を使って電話をします。

緊急連絡先となっている方は下記番号の登録をして、放課後子ども教室からの着信であることが分かるようにしてください（緊急時のみ使用する電話です。通常時の着信には対応しません）。

080—3509—7487

◆安全管理員の個人携帯電話を使用して連絡する場合があります。

例：安全管理員が救急車に同乗し、搬送先の病院から保護者へ連絡する時
放課後子ども教室専用の携帯電話が故障して使用できない時
多数の家庭へ早急に連絡をするような事態が発生した時 など

◆緊急連絡先が全て不通の場合、こちらからの連絡は終了とさせていただきます。

留守番電話機能を設定し、メッセージが残せるようにしていただけると、連絡理由や今後の対応、安全管理員の電話番号など、必要な内容をお伝えすることができます。

【お願い】

学校への電話連絡は、学校業務の妨げとなりますのでお止めください。

学校への電話は「保護者であることの確証が得られない」ため、一切対応いたしません。

中止の連絡

◆事前に決定している中止の日は、毎月のおたよりにてお知らせします。

例：集団下校訓練、引き取り訓練、運動会前日、就学時健診日、など

◆急な中止の場合は、学校の一斉メール（Home&School）でお知らせします。

例：実施場所がない、注意報や警報が出るような天候の悪化、学校で決定した一斉下校、など

◆メールシステム不調や通信電波障害などにより、一斉メールが送信できない場合もあります。

お子さんの急な帰宅の対策を、あらかじめご家庭で話し合っておきましょう。

（登下校で通る通学路の確認、自宅に家族が不在の時はどうするか、など）

傷害・賠償保険と、医療機関での受診

補償の内容は別紙「2026年度放課後子ども教室における補償制度のご案内」をご確認ください。

- ◆保険の対象は、登録した児童のみです。
- ◆参加中のケガや事故は、お子さん本人がその日の安全管理員に必ず教えてください。
安全管理員が状況を聞き取り、日誌に記録します。
記録が残っていない内容に関しては、保険の補償対象とならない場合があります。
- ◆医療機関での受診は、健康保険証や医療券のことができます。
(いつもと同じように受診していただいて構いません)

【保険の申請方法】

申請したい方のみ、登録資料内「**傷害・賠償保険 申請書**」に記入し、放課後子ども教室の受付へ提出してください。教職員への提出はできません（返却させていただきます）。

【重要事項】

放課後子ども教室は、学校教育の事業ではありません。
市と地域の方々や、学校および保護者の方々の協力に基づいて行われています。
お子さんを預かる（保育する）ところではありません。
参加する際には、登録資料「放課後子ども教室～利用のしかた～」 「放課後子ども教室のルール」をお子さんと一緒に読んで確認してください。

- ① ルールを守らない、危険なことをする、態度が悪いなどの場合は遊びをやめさせ、保護者へ電話連絡をして帰宅させます。
- ② 後日、改善されない場合は、推進委員会会長が家庭訪問をします。
子ども・保護者と一緒に話し合い、どうしたらよいかを考えます。
- ③ それでも治まらなければ、推進委員会の判断により、利用登録を抹消させていただきます。

(今までに③の対象となったお子さんはいません)

重要事項の対応は、**登録したお子さんと、お家の人も対象**とさせていただきます。
以上をご理解いただいた上で登録、参加をしてください。

緊急時の対応（災害・悪天候・不審者 など）

災害の発生（火災や地震）、悪天候（雷、大雪、台風など）、学校周辺の不審者出没など、お子さんだけの帰宅は危険と判断した場合、参加しているお子さんの安全を最優先とする対応を取ります。

緊急事態の発生	学校が決定した対応	放課後子ども教室の対応
下校時刻より前	一斉集団下校や引き取り下校	放課後子ども教室は中止 参加しているお子さんは学校の対応に合わせて下校させます
下校時刻より後		一斉メールで保護者へ連絡します お迎えをお願いします 終了時間までにお迎えのないお子さんは、緊急連絡先へ電話をします

- ◆お子さんが参加している日は、緊急連絡先が必ず繋がるようにしておいてください。
お家の人と連絡が取れないと、お子さんが不安な思いをします。
- ◆お迎えは、緊急連絡先にお名前が書かれている方のみ引き渡します。
それ以外の方には引き渡しません（身元の確認が取れないため）。
緊急連絡先以外で、引き渡し可能な方がいらっしゃるようでしたら、登録書の備考欄にご記入ください（お名前・続柄・来校にかかる時間を記入、引き渡し時に本人確認します）。
- ◆お子さんの参加確認や、個別対応のお願いなど、学校へ電話することはお止めください。
放課後子ども教室では、学校への電話の対応は一切いたしません。

保護者の方へ

子どもたちは、学校で避難訓練を受けているため、落ち着いて行動できます。
保護者の皆さんもあわてず、落ち着いて行動してください。
お子さんを確実に引き渡すために、お迎えはおしゃべりを控えて静かに来てください。
放課後子ども教室スタッフの指示に従い、順番を守ってください。

子どもたちが不安にならないよう、大人が守っていきましょう。